

海越えてほめられに行けぶどう饅頭

「上記キャッチフレーズ。セスナ機からのチラシ撒き。一億円札。」全て初代芳太郎社長のアイデア。破天荒だが見事なセンスである。その後2代目・3代目が地道に努力。ぶどう饅頭は徳島を代表する和菓子に成長。東京大阪でも活発に活動。その日乃出本店が100周年を迎えた。ライバル店に「餡」を提供し、記念の「コラボ商品」を開発。あり得ない企画。進取の気性は4代目に見事に引き継がれている。



(竹内)

雇用関連税制について

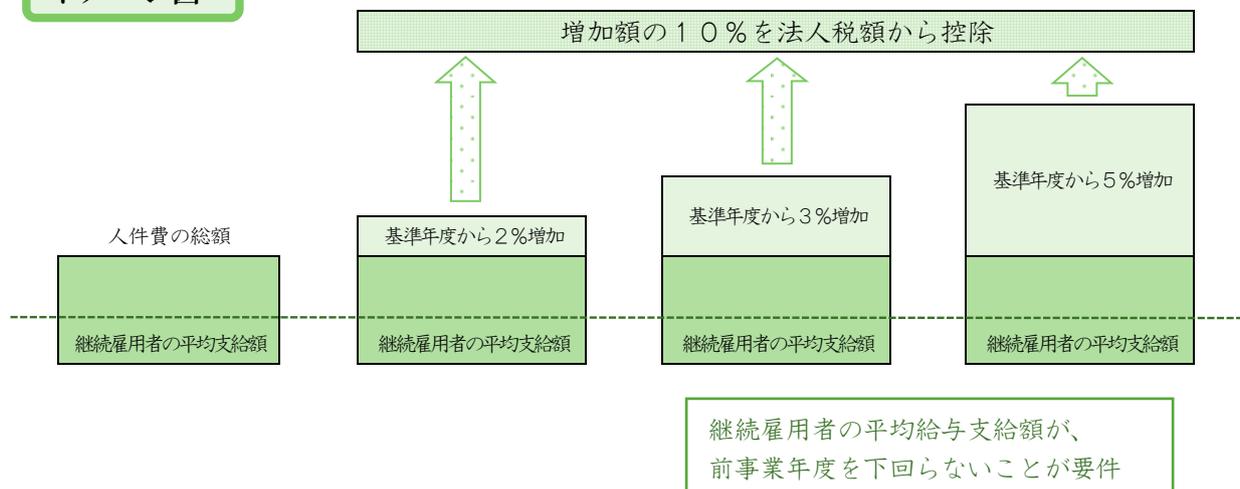
個人の所得水準を底上げし、継続的な景気回復を図る観点から、雇用関連の税制支援制度が設けられています。過去のさくら通信でも取り上げましたが、もう一度まとめてみました。

1. 従業員の給与水準を引き上げた場合の税制支援（所得拡大促進税制）

青色申告の企業または個人事業主が給与等支給額を増加させた場合、一定の要件を満たせば、支給増加額の10%を法人税等から控除（当期の法人税等の10%（中小企業者等については、20%）を限度）できる。

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して2~5%以上増加していること
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ 継続雇用者に対する平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと

イメージ図



2. 従業員の数を増やした場合の税制支援（雇用促進税制）

青色申告の企業又は個人事業主が雇用者数を増やした場合、一定の要件を満たせば、雇用者数の増加1人あたり40万円を法人税等から控除（当期の法人税等の10%（中小企業者等については、20%）を限度）できる。

- ① 適用年度中に従業員数を10%以上かつ5人以上（中小企業者等は2人以上）増加させる
- ② 適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
- ③ 適用年度における従業員給与等の支給額が前年度より一定割合以上増えていること
- ④ 適用年度開始2か月以内に「雇用促進計画」をハローワークに提出し、年度終了後に達成状況の確認を得ること

労働保険の年度更新のお知らせ

労働保険料の年度更新の時期が近づいて参りました。

労働保険は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を「保険年度」として計算します。

保険料は概算保険料として納付しておりますので、確定保険料を計算して、不足は納付し、残りは充当または還付します。

平成25年度の確定保険料と平成26年度分の概算保険料の申告・納付手続きを「労働保険概算・確定保険料申告書」(労働局より送付されます。)により **7月10日(木)** までに行っていただくようお願いいたします。

なお、事務組合に加入又はさくら社会保険労務士法人に申告手続等を依頼していただいている事業所様においては、当事務組合又は当法人が労働保険料の申告・納付の事務を事業所の皆様に代わって処理いたします。

雇用保険料免除(高年齢労働者)

について

平成26年度の初日(平成26年4月1日)において満64歳以上の被保険者は、雇用保険の保険料が被保険者負担分及び事業主負担分ともに免除されます。

昭和25.4.1以前に生まれた方が当該被保険者となります。

4月分の給料から控除の必要はありません。



(徳永)

5月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)受給権者現況届
労災年金受給権者(1月~6月誕生月の者)定期報告(労働基準監督署)

※ 児童福祉週間(5日~11日)

資産税係 ~ 固定資産税と相続税の関係 ~

徳島市では毎年4月に、所有する土地や建物についての固定資産税の通知書が送られてきます。

「固定資産税の評価額の合計が、相続税の基礎控除額を下回っているから、我が家には相続税はかからない。」と
思っていらいっしませんか?

建物の相続税評価額は固定資産税と同じ(貸家等は除く)ですが、土地の相続税評価額は、固定資産税評価額とは異なります。

土地は、原則として宅地、田、畑、山林などの地目ごとに評価します。土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があります。路線価図および評価倍率表は毎年7月に国税庁から公表されます。

たとえば、徳島市国府町に固定資産税評価額50,000円の畑を持っていたとします。この場所について、国税庁の倍率表(下図参照)に42倍と書いてある場合、この土地の相続税評価額は、210万円となります。このように、固定資産税評価額と相続税評価額には大きな差が出る場合があるので、注意が必要です。

少しでも相続税の不安がある方は、一度相続税の試算をしてみませんか?

平成25年分 倍率表 11頁

市区町村名: 徳島市		徳島税務署										
音順 町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等					池沼				
			宅地	田	畑	山林	原野		牧場			
こ 国府町	(口) 上記以外の地域	50	1.1	中	21	中	37	純	2.5	純	2.5	
	2 延命、中、西矢野、早瀬、矢野											
	(1) 国道徳島南環状線沿い											
	イ 農業振興地域内の農用地区域		—	純	22	純	41		—	—		
	口 上記以外の地域	50	1.1	中	34	中	66	純	2.5	純	2.5	
	(2) 上記以外の地域											
	イ 路線価地域											
	(イ) 農業振興地域内の農用地区域		—	純	19	純	35		—	—		
	(口) 上記以外の地域	—	路線	中	32	中	56		—	—		
	口 上記以外の地域											
(イ) 農業振興地域内の農用地区域		—	純	15	純	28		—	—			
(口) 上記以外の地域	50	1.1	中	33	中	42	純	2.5	純	2.5		

(坂田)

私達の住んでいる徳島県は南海トラフ地震の危険性を報道され不安に感じている方もいるのではないのでしょうか？ 避難時の備えに防災グッズ、生活の再建の経済的な備えに地震保険があります。地震による火災及び倒壊等は火災保険のみの加入では補償されませんので、もう一度確認してみたいはかがでしょうか。

地震保険 4つのポイント



火災保険+地震保険

地震保険は単独では契約出来ない。
火災保険の契約期間中の中途でも地震保険の契約は可能。

契約金額

建物と家財のそれぞれの契約となる。
契約金額は火災保険の契約金額の30%～50%の範囲となる。
なお、建物は5千万円、家財は1千万円が契約の限度額になる。

保険料と割引制度

保険料は建物の構造と所在地により異なる。また、建物の免震、耐震性能に応じた割引制度がある。
なお、2014年7月に保険料、割引料が改定され全国平均15.5%の引き上げとなるが引き上げ率・引き下げ率は、都道府県や建物の構造ごとに異なる。また、引き上げ率は率最大30%までとする激変緩和措置が設けられており、その範囲内で値上がりする方向となる。

公共性の高い保険

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険。

注) 新たに地震保険に加入される場合、今後警戒宣言発令された場合は契約できませんのでご注意ください。
(一般社団法人 日本損害保険協会 資料参考より)
(岡田)

医療係 ～ 経過措置型医療法人の持分評価 ～

経過措置型医療法人の持分評価は、順調に利益が出るほど、株式会社等の法人と違い配当等が禁止されているため、評価額は高くなりがちです。

例えば、医療法人の設立当初から、順当に利益が出ている場合を想定します。下記の場合、設立当初の純資産1,000万円から10億円まで増加しているケースです。単純に純資産価額のみを考えた場合、社員の持分評価も1,000万円から10億円まで増加していることとなります。

設立当初			現在		
資産 1億円	負債	9,000万円	資産 15億円	負債	5億円
	出資金	1,000万円		出資金	1,000万円
	剰余金	0円		剰余金	9.9億円
	純資産	1,000万円		純資産	10億円

→ 毎年利益が出ている →

社員の持分		社員の持分	
出資金	1,000万円	出資金	1,000万円
持分評価	1,000万円	持分評価	10億円

次回以降、想定される出資金の事業承継の方法を記載したいと思います。(田中)

5月の税務

- 特別農業所得者の承認申請 申請期限…5月15日
- 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者への通知
(2)通知期限…6月2日
- 自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 鉦区税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限…5月12日
- 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…6月2日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…6月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…6月2日
- 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…6月2日
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> 申告期限…6月2日
- 消費税の年税額が4800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)<消費税・地方消費税> 申告期限…6月2日
- 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 納期限…6月2日

建設係 ～ 経営規模等評価の受付時期 ～

平成26年度の経営規模等評価の審査時期等が公表されました。
3月決算までの日程は以下のとおりです。

決算月	予約受付期限	審査予定日	前期決算の経審の有効期間
平成25年10月	5月15日	5月下旬	平成26年5月
平成25年11月	5月23日	5月下旬	平成26年6月
平成25年12月	5月27日	6月上旬	平成26年7月
平成26年1月	7月2日	7月上旬	平成26年8月
平成26年2月	7月9日	7月中旬	平成26年9月
平成26年3月	7月17日	7月下旬	平成26年10月

前期決算の経審の有効期間（審査基準日の1年7ヶ月）内に、今期決算の経審が終了しなければ公共事業を請け負うことができなくなりますので、早めの予約・準備をお願いします。

（岸上）

会計制度 ～ 損益計算書について ③ ー営業利益ー

今回は、営業利益について解説いたします。

【営業利益】

営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたものであり、会社が本業で獲得した利益を表します。

売上総利益では、その企業のおおもとの利益が計算されていましたが、営業利益は、本業を営むために必要な経費（例えば給料、減価償却費、水道光熱費、賃借料など）を差し引くことで、その企業の本業ではどの程度の利益がでたのかを表しており、各損益のなかでも重要な数値といえます。

例えば、営業利益を売上高で割って求められる営業利益率などは、企業内での管理目的の数値分析において利用されることが多いようです。

また、営業利益に減価償却費を足すと、その企業の本業での現金収支額の目安が計算でき、金融機関の融資審査などにおいて、判断指針の一つとされていることもあるようです。

（孝志洋）

損益計算書(売上総利益から営業利益まで)

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

売上総利益	××
販売費及び一般管理費	××
営業利益	××

研修会を開催しました！！

2014. 3. 24(月) at 徳島県立中央テクノスクール ろうきんホール

＜講師の紹介＞

さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士 竹内政代

さくら税理士法人
公認会計士・税理士 大寺健司



＜研修会の様子＞



ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心より
お待ちしております。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容は万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181